

町田市行政不服審査会
2018年度第2号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2020年9月24日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2018年4月4日付け17町総法第111号(2018年度第2号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○ ○○(以下「審査請求人」という。)が2017年10月6日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が2017年10月12日付け17町政聴第40号をもって行った個人情報非訂正決定は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2017年10月12日付け17町政聴第40号をもって行った個人情報非訂正決定(以下「本件処分」という)を取り消し、2017年9月26日付17町政聴要第336号の2「ご要望について」(以下「本件対象文書」という。)に記載された「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、案内の不備であったことを確認しております。」との文言を「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否した合理的配慮がなかった。そのための案内の不備であったことを確認しております。」に訂正するとの決定を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第22条の規定により、2017年10月6日付け個人情報開示等請求書で、処分庁に対し、本件対象文書について個人情報訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2017年10月12日付け17町政聴第40号「個人情報非開示等決定通知書」により、請求内容に関わる記載は、市の行為について説明した部分であり、請求者について言及したものではないことを理由として、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として平成29年10月24日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2017年11月14日付け17町政聴第45号「弁明書」により弁明した。
- 5 これに対し、審査請求人は、審査庁に対して、2017年12月19日に「反論書」を提出した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2018年4月4日付け17町総法第111号「個人情報非訂正決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2020年6月19日 審議
 - 2020年7月17日 処分庁への事情聴取
 - 2020年8月19日 審議
 - 2020年9月17日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書における主張

ア 請求内容に関わる記載は市の行為ではなく請求者が受けたものである。

イ 論点である2016年12月8日就労支援に係るご要望への対応について（回答）についての拒否、また後日電話で拒否について確認している事実がある。

(2) 反論書における主張

- ア 案内の不備であったことを確認しているのだから、案内に合理的配慮がなかったことは明らかである。
- イ 案内は配慮を基として行うものである。
- ウ 正確の確保は個人情報に求められている。
- エ 障害者差別解消法に抵触する。

2 処分庁の主張

処分庁は、個人情報非開示等決定通知書及び弁明書において、次のとおり主張している。

請求人は、本件条例第22条第1項の規定に基づき本件請求を行っており、同項は、「市民は、自己に関する保有個人情報について事実に関り又は不正確な内容であると認めるときは、実施機関に対し、その保有する個人情報の訂正を請求することができる。」と規定している。

本件対象文書は、請求人の市政要望に対する回答として実施機関が発出したものであるため、請求人に関して作成された公文書であることは間違いないが、請求人が訂正を求めている箇所は、現に職員が行った対応に関する説明として、実施機関自身の行為について言及した部分である。

請求人は、自分が受けた対応に関する記載であることを理由に、本件請求に基づく訂正が可能である旨主張しているが、当該対応の理由や背景について、その行為者である実施機関がいかなる説明をするかという点については、請求人にとっての「自己に関する保有個人情報」ではなく、訂正請求権が及ぶものではない。

第5 審査会の判断

1 本件訂正請求について

(1) 審査請求人が求める訂正

本件対象文書は、2017年8月29日、9月7日、9月12日に行った市政要望に対し、市長が回答する2017年9月26日付文書である。審査請求人は、本件対象文書にある「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、案内の不備であったことを確認しております。」

との記載は不正確であるから、「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否した合理的配慮がなかった。そのための案内の不備であったことを確認しております。」と訂正することを求めている。

(2) 処分庁の判断

本件訂正請求に対して、処分庁は「請求内容にかかる記載は、市の行為について説明した部分であり、請求者について言及したものではない」ことを理由として、訂正をしないとの決定を行った。そして、処分庁は、訂正を求めている個別の記載が審査請求人にとっての「自己に関する保有個人情報」には当たらないから訂正請求権が及ぶものではないと弁明する。

そのため、まず、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

本件条例第22条第1項は、「自己に関する保有個人情報について事実誤り又は不正確な内容があると認められるとき」に実施機関に対し、その保有する個人情報の訂正を請求することができることを定める。

したがって、まず訂正請求対象が審査請求人に関する「保有個人情報」でなければならない。「個人情報」とは、「個人生活に関し特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（略）」であり（本件条例第2条第1項第2号）、「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているものである（本件条例第2条第1項第3号）。

本件対象文書には宛先として審査請求人の氏名が書かれており、審査請求人の要望に対する回答であるから、審査請求人の個人生活に関する情報で、かつ、審査請求人個人が特定されているから、文書全体が審査請求人に関する個人情報である。そして、実施機関の職員が職務上作成した個人情報であり、組織的に利用するものとして保有しているのであるから保有個人情報に該当するというべきである。

処分庁は、直接の請求対象となった文言だけに着目し、市の行為について説明したものであるから、審査請求人の保有個人情報には当たらないと述べる。確かに、該当箇所は市の行為について記載した部分ではあるが、市が審査請求人に対して行った行為であり、宛先も含めて本件対象文

書の内容を見れば、本件対象文書全体が審査請求人に関する保有個人情報であることは明らかであり、処分庁が弁明するように保有個人情報を限定的に解すべき理由はない。審査請求人が本件対象文書の開示を求めたとすれば、当然、本件対象文書のすべてが開示されることが考えられ、開示の場合と訂正の場合で保有個人情報の範囲を変えるべき理由はなく、たとえ市の行為に関する記載であっても、審査請求人の保有個人情報に当たる。

したがって本件の記載は、審査請求人についての保有個人情報の一部であり、訂正請求対象に該当する。

3 訂正の要否

訂正は、「事実」に誤り又は不正確な内容があると認められるときに行われることから、事実に関する記載でなければならない。

本件において審査請求人が訂正を求めるのは、審査請求人に対する職員の対応に関する記載であるから、事実に関するものである。そのため、審査請求人に関する保有個人情報について事実に関する誤り又は不正確な内容がある場合には、実施機関は訂正をしなければならない。

本件について、当審査会において、審査請求人についての支援の経過記録等を確認したところ、次の経緯が認められた。

請求者が2016年12月2日に町田市生活援護課の生活・就労相談窓口で就労相談をしたところ、同課が12月8日付文書で障がい者支援センターに相談するように案内した。しかし、審査請求人は、生活・就労相談窓口が審査請求人の障害を理由に対応を拒否したと受け止めた。そして、2017年3月7日に職員課に対し、生活・就労相談窓口の担当者から障害者差別解消法に抵触する不当な差別的取扱いを受けたと相談した。その後、職員課は審査請求人に対する対応について不当な差別的取扱いの有無について調査した。

調査の結果、生活援護課が障がい者支援センターを紹介したのは、町田市では、障害者の就労支援は、障害があることを開示して就労をする場合と、開示せずに就労する場合では支援内容が異なる上、障害に関する専門的な知識がない同課の生活・就労窓口よりも、障がい者支援センターが相談に応じる方が障害者手帳を有する審査請求人にとっては、より適切で

あると考えたからであった。また、障害者の就労支援について、生活援護課と障がい者支援センターで障害の開示に関する相談者の希望に応じて支援機能を分担することには合理的な理由があり、障害を開示しないで就労を目指す場合には、生活援護課でも支援を受けられることから、審査請求人本人にも不利益が生じるわけではないため、職員課では生活援護課が審査請求人に障がい者支援センターを案内したことが障害者差別解消法の禁じる不当な取扱いには該当しないと判断した。

しかしながら、前記12月8日付文書には、生活援護課が審査請求人に対して障がい者支援センターを案内する理由や、障害があることを開示するかどうかで支援の内容が異なることについて等の説明はされておらず、事前に審査請求人の就労にあたって障害の開示又は不開示に関する意向についても確認がとられていた様子もうかがわれない。

その後、生活援護課が関係部署に諸事情を確認し、生活援護課の審査請求人に対する説明が不十分であったことが明らかになったため、生活援護課において、その旨を審査請求人に謝罪し、改めて生活・就労相談窓口と障がい者支援センターの役割や相談機能について説明を補足する2017年9月11日付の文書を送付した。

以上の経緯から、当初の生活援護課の審査請求人に対する案内が十分ではなかったとはいえ、障害者に対する合理的配慮に欠くものであったとまではいえない。そうすると、審査請求人が訂正を求める「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、案内の不備であったことを確認しております。」との記載について、上記の経緯に照らせば、事実には誤り又は不正確な内容があるということとはできない。したがって、本件条例第22条第1項に基づき、自己に関する保有個人情報であっても、その訂正を要するとは認められない。

4 結論

以上のとおり、処分庁が「自己に関する保有個人情報」に当たらないとした判断には誤りがあるが、「事実には誤り又は不正確な内容があると認められるとき」には当たらないから、本件対象文書の記載を訂正しない旨の処分を行ったことは妥当である。